

(別 紙)

契 約 に 係 る 事 項

1. 工種体系区分について

本工事における工種区分は「管水路工事」及び「電気通信設備製作据付工事」であり、積算体系年月及び適用単価期は「令和7年3月」、共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る施工地域区分は「一般交通影響有り(2)-2」、地域区分は「愛知(1)」、地区区分は「岡崎」を適用している。

また、特別仕様書「第9章施工 10. 電柱移設について」に示す設計業務は施設機械設備設計業務の実施設計を適用している。

2. 本工事の積算上の工期は、令和7年4月1日～令和8年2月5日(311日間)としている。

3. 資材価格

土地改良事業等請負工事予定価格積算に用いる資材価格(東海農政局公表分)は、以下に公表している。

<https://www.maff.go.jp/tokai/noson/nn/price/index.html>

4. コンクリートの養生について

コンクリートの養生については、一般養生を想定しているが、現場条件により給熱養生が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 関係機関、地域住民等との協議・調整

関係機関、地域住民等との協議・調整により、各種構造、仮設計画を変更する場合がある。

また、時間制限条件等の、何らかの条件を付された場合には、監督職員と協議するものとする。

6. 建設発生土について

建設発生土受入地は、現在、関係機関と協議中であり、確定次第、監督職員から指示する。

なお、建設発生土受入地までの距離は、L=17.0km以下を想定しているが、建設発生土受入地により変更する場合がある。

7. 良質土について

特別仕様書記載の良質土とは、レキ質土、砂、砂質土及び購入土(山土砂等)をいう。

8. 交通誘導警備導員について

本工事における交通誘導員は芦谷山ノ田大入1号線及び芦谷蛤沢芦谷山ノ田1号線の施工箇所について施工期間中は終日、全面通行止めとする。

また、芦谷山ノ田大入1号線及び芦谷蛤沢芦谷山ノ田1号線が交わる交差点部の施工期間中(19日想定)は交差点部についても終日、全面通行止めを想定している。延べ人数として77人を見込んでいる。これらに生ずる変更等は監督職員と協議のうえ変更する。

9. 建設資材の調達について

碎石、土砂等について、契約締結後に遠隔地から調達せざるを得なくなった場合には、事前に監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

10. 概算数量について

本工事は、標準的な設計図書による発注であり、工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量については、設計変更で処理する。

11. 排水路の撤去について

本工事に当たって撤去する排水路については本管の上にヒューム管Φ300 が 3.0m 設置されていると想定しているが、掘削時の確認で変更が生ずる場合は監督職員と協議のうえ変更する。

12. 鋼管の位置について

本工事で施工する鋼管について、図面等が古く、実際の埋設位置及び分水管の配管位置が不明であるため、試掘等により現地の確認が必要である。また、曲管から出ている分水管についても鋼管の中心を想定している。

試掘により、分水管の配管位置及び鋼管の角度、形状を把握したうえで製作図を作成する。これによる変更等は監督職員と協議のうえ変更する。

13. スラスト対策について

本工事は異形管による曲管を前歴事業と同様に設置するが、そのスラスト対策についても、前歴事業と同様のコンクリートを巻き立てる事としている。スラストの構造計算等を実施していないため、その構造計算をする必要がある。構造計算に必要な費用は、変更対象とする。また、計算の結果、構造等に変更がある場合については、監督職員と協議の上で変更対象とする。

14. 突発事故について

本工事は、南部幹線水路にて、突発的な事故等が発生した際に対応工事を実施する場合がある。また、事故が起きた際の対策工法については、双方協議の上で変更追加とする。

15. 交差点部の施工について

本工事に当り、交差点部の施工については、地元調整の結果、オープン掘削等が変更になる場合がある。これらに生ずる変更等は協議のうえ変更する。

16. 土留工の構造計算について

本工事は芦谷蛤沢芦谷山ノ田 1 号線施工時に土留工が必要である。標準的な断面等から数量を算出しているため、構造計算をする必要がある。構造計算に必要な費用については、変更対象とする。

17. 管割計画について

本工事は標準的な設計図書による発注であり、管延長 66.5m を直管 L=6.0m のみで施工した積算であるため、切管用の現場切断や開先加工等の費用は見込んでいない。施工前に作成される管割計画及び管割計画図等により、切管用の現場切断や開先加工が発生した場合は監督職員と協議し、変更対象とする。

18. 異種管継輪について

本工事の異種管継輪の設置箇所として、施工始点部の既設鋼管と接続する 1 箇所と、鋼管曲管部と接続する 2 箇所の計 3 箇所を想定している。これらに変更等があった場合は監督職員と協議し、変更対象とする。

19. 通信ケーブル移設に係る設計業務の打合せについて

本工事に含まれる、通信ケーブル移設に係る設計業務の打合せについては、農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）編を準用し、打合せに係る作業日数は 0.5 日/回を 5 回計上している。

20. 現場発生材について

本工事で撤去する施工始点部の異種管継輪(FRPM 管×ダクタイル鋳鉄管)及び交差点部の鋼管については、現場発生材とする。

なお、現場発生材の保管場所は、未定であり運搬費は計上していない。保管場所が確定次第、運搬費を変更対象とする。